

第5章

介護保険施策の 展開

本計画で掲げる基本理念に基づき、東三河広域連合や各市町村が取り組む事業の具体的な内容を示しています。

- 1 施策の展開に関する考え方
- 2 事業の整理区分
- 3 第9期介護保険事業計画実施事業
- 4 [基本施策1-1] 介護予防活動の推進
- 5 [基本施策1-2] 自立支援活動の推進
- 6 [基本施策2-1] 在宅医療・介護連携の推進
- 7 [基本施策2-2] 認知症施策の推進
- 8 [基本施策2-3] 家族介護者支援の推進
- 9 [基本施策3-1] 介護サービス提供体制の強化
- 10 [基本施策3-2] 介護人材の確保と定着の支援
- 11 第9期事業計画における取組目標

1 施策の展開に関する考え方

第8期事業計画において、「介護人材の確保と定着」、「家族介護者の負担軽減」、「北部圏域における介護サービスの事業継続支援」を重点項目として施策を展開してきましたが、この重点項目は、東三河地域における特に大きな課題項目として捉えていることから、第9期事業計画においても引き続き重点項目とし、第8期事業計画の施策の実施状況等を踏まえたうえで、基本施策ごとに「第9期事業計画の事業方針」を定め、方針に基づいた事業を展開します。

図表5-1 本計画における重点項目



介護人材の
確保と定着



家族介護者の負担軽減



北部圏域における介護
サービスの事業継続支援



2 事業の整理区分

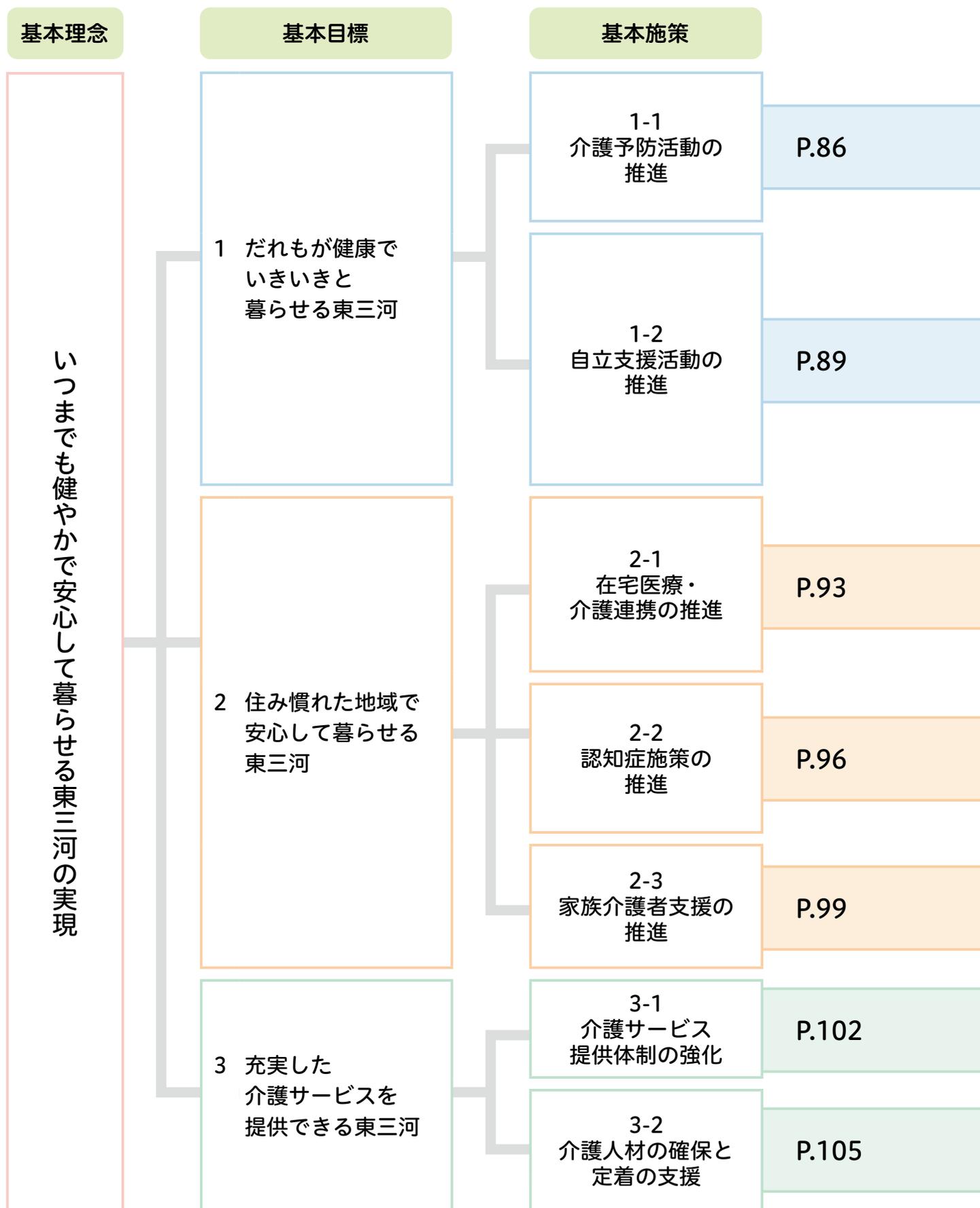
介護予防や地域における自立した日常生活の支援などに取り組む「地域支援事業」、地域支援事業以外に東三河広域連合が独自に実施する「独自事業」、介護保険施設や地域密着型サービスを整備する「施設整備」の3つの事業区分とし、更に、「地域支援事業」については、地域における包括的な相談・支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制の構築等がそれぞれの地域の実情に応じて実施されるよう、本計画期間中は以下の3つの区分に整理して事業を実施します。

図表5-2 本計画における事業区分と地域支援事業の整理区分一覧

事業区分	事業整理区分	事業内容
地域支援 事業	区分① 地①	統一的な実施基準を定め全市町村で実施する事業 統一的な実施基準を定め全市町村で実施する事業は、市町村で受けられるサービスの充実と平準化を図ります。
	区分② 地②	地域の特性を考慮して全市町村で実施する事業 異なる社会資源を活用して実施している事業は、市町村ごとに実施方法を委ね、地域の実情に応じた創意工夫のある事業を実施します。
	区分③ 地③	各市町村の必要性に応じて実施する事業 社会資源の有無など、地域の特性により事業展開の必要性が異なる事業は、市町村に実施の有無を委ね、柔軟な地域づくりを推進します。
独自事業 独		地域の課題解決に向けて、地域支援事業以外で東三河独自の事業を実施します。
施設整備 施		介護需要を的確に見込み、必要となる介護保険施設等の整備を推進します。

3 第9期介護保険事業計画実施事業

図表5-3 第9期介護保険事業計画実施事業一覧



凡例

- 地 : 地域支援事業 独 : 独自事業
施 : 施設整備 重 : 重点取組事業

実施事業

① 介護予防教室等の開催 地②

② 介護予防活動の支援 地②

③ リハビリテーション専門職の派遣 地①

④ 介護予防が必要な高齢者の早期発見 地②

⑤ 介護予防訪問サービス 地①

⑥ 広域型訪問サービス 地①

⑦ 介護予防通所サービス 地①

⑧ 広域型通所サービス 地①

⑨ 地域型通所サービス 地③

① 生活支援コーディネーターの配置 地②

② 協議体の設置 地②

③ 地域ケア会議の開催 地②

④ 生活支援ボランティアの養成 地③

⑤ 生活支援ボランティアによる高齢者の支援 地③

⑥ 配食サービスの実施 地②

⑦ 栄養改善に特化した配食サービスの実施 地③

⑧ 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)への生活援助員の派遣 地③

⑨ 介護入門講座の開催 独

⑩ 地域型訪問サービス 地③

⑪ 短期集中訪問サービス 地③

⑫ 移動支援訪問サービス 地③

⑬ 短期集中通所サービス 地③

⑭ 介護ボランティアポイント制度の実施 地③

⑮ 就労的活動支援コーディネーターの配置 地③

① 地域の医療・介護資源の把握 地②

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 地②

③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 地②

④ 医療・介護関係者の情報共有の支援 地②

⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援 地②

⑥ 医療・介護関係者の研修 地②

⑦ 地域住民への普及啓発 地②

⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携 地②

⑨ 地域ケア会議の開催〔再掲〕 地②

① 認知症支援体制の充実 地②

② GPSによる認知症高齢者等家族支援サービスの推進 地①

③ 認知症高齢者等・見守りSOSネットワークの推進 地②

④ 成年後見制度の利用に向けた支援 地①

⑤ グループホーム入居者の負担軽減 地①

⑥ 認知症サポーターの養成 地②

⑦ 認知症サポーター活動の促進 地②

⑧ グループホームの整備 施

① 介護用品の購入支援 独

② 家族介護教室等の開催 地②

③ 高齢者疑似体験セットの貸出し 独

④ 介護職員初任者研修の受講支援 独 重

⑤ 家族介護者のレスパイト(休息)支援 独 重

⑥ 小規模特別養護老人ホームの整備 施

⑦ グループホームの整備〔再掲〕 施

① 中山間地域における居宅サービスの確保・拡充 独 重

② 小規模特別養護老人ホームの整備〔再掲〕 施

③ グループホームの整備〔再掲〕 施

④ 介護サービス事業者への指導・助言 地②

⑤ 介護給付適正化の推進 地①

① 介護職員初任者研修の受講支援〔再掲〕 独 重

② 介護事業所管理者向け人材育成支援講座の開催 独 重

③ 民間ノウハウを活用した介護人材対策の実施 独 重

④ 中山間地域の介護人材確保対策 独 重

⑤ 介護支援専門員資格の取得支援 独 重

4 [基本施策1-1] 介護予防活動の推進

基本施策の説明

介護予防活動は、高齢者が要介護状態にならないための予防や、要介護状態の軽減、又は悪化の防止を目的とした取組です。健康で自立した高齢者をひとりでも増やすためには、加齢とともに心身が虚弱となった状態(フレイル状態)にある高齢者への対策をはじめとして、高齢者自身が生活機能を維持しながら、様々な形で地域や社会とのつながりを持ち続けられるよう支援することが重要になります。

そのためには身近な場所や個々のライフスタイルに合わせて気軽に参加できる介護予防教室の開催など、高齢者が主体的に取り組むことができる介護予防活動について地域の実情を踏まえながら推進する必要があります。

第8期事業計画の現状と第9期事業計画の事業方針

第8期事業計画期間では、世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大しました。我が国でも不要不急の外出自粛が呼びかけられ、社会や地域におけるあらゆる行事、イベントの多くが中止となりました。新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立を目的とした「新しい生活様式」の提唱や令和5年5月には新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行があったものの、新型コロナウイルス感染症拡大前と比較して、行事、イベントの開催状況や参加者数は完全には戻りきってはいない状況です。

東三河地域においては、「新しい生活様式」を踏まえた介護予防活動の実施や高齢者自身による主体的な介護予防の場づくりが進められ、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、それぞれの地域の実情に応じた介護予防活動が展開されました。一方で、介護予防活動の内容の検証が十分でないことや高齢者の多様なニーズへの対応、介護予防活動の担い手の不足等が課題となっています。

第9期事業計画では、介護予防活動の内容の検証や見直しを行い、自立支援や重度化防止につながる介護予防活動を実施します。また、保健事業との連携によるフレイル対策のほか、ICTの利用など介護予防活動を支援する方法の多様化に取り組むとともに、介護予防を必要とする高齢者の把握や介護予防活動の担い手の育成を進め、住民ニーズに沿った介護予防活動の充実や介護予防活動支援の継続・強化を図ります。

● 第9期事業計画において推進する事業

- | | |
|--------------------|--------------|
| ① 介護予防教室等の開催 | ⑥ 広域型訪問サービス |
| ② 介護予防活動の支援 | ⑦ 介護予防通所サービス |
| ③ リハビリテーション専門職の派遣 | ⑧ 広域型通所サービス |
| ④ 介護予防が必要な高齢者の早期発見 | ⑨ 地域型通所サービス |
| ⑤ 介護予防訪問サービス | |



1

事業名 介護予防教室等の開催 **事業区分** 地②

事業概要 高齢者の健康状態等に着目した介護予防プログラム(運動、栄養、口腔機能、認知機能等)の普及啓発を図るための介護予防教室等を開催します。また、ICTの利用など多様な手法を取り入れるほか、保健事業との連携の下、フレイル対策に関する支援メニューの充実を図ります。

対象者 概ね65歳以上の高齢者

2

事業名 介護予防活動の支援 **事業区分** 地②

事業概要 身近な地域において介護予防に必要な活動場所がないことや、活動グループがない、活動の指導者がいないなど地域によって資源に偏りがあることから、様々なニーズに応じた介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等の活動を支援するほか、介護予防に役立つ多様な地域活動組織の育成に向けた取組を推進します。

対象者 高齢者の健康づくり、介護予防活動に興味のある方

3

事業名 リハビリテーション専門職の派遣 **事業区分** 地①

事業概要 地域の通いの場や通所介護事業所などにリハビリ専門職を派遣し、運動器機能等の維持向上に向けた支援を推進します。

対象者 高齢者による自主活動グループ、介護サービス事業者、ボランティア団体

4

事業名 介護予防が必要な高齢者の早期発見 **事業区分** 地②

事業概要 地域包括支援センターによる戸別訪問や、民生委員をはじめとした地域住民からの情報提供などにより、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に把握し、介護予防活動への参加を促します。

対象者 概ね65歳以上(要介護等認定者を除く。)の高齢者のうち、介護予防が必要な方

5

事業名 介護予防訪問サービス **事業区分** 地①

事業概要 要支援者等の自宅において、介護予防を目的とした訪問介護員等による入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助に関する訪問サービスを提供します。

対象者 要支援1・2、事業対象者

6

事業名 広域型訪問サービス **事業区分** 地①

事業概要 要支援者等の自宅において、調理や掃除、ゴミの分別やごみ出し、買い物代行や同行などの生活援助に関する訪問サービスを提供します。

対象者 要支援1・2、事業対象者



7

事業名 介護予防通所サービス

事業区分 地①

事業概要 通所により、施設等で入浴や排せつ、食事等の日常生活上の支援や身体機能の維持・向上など介護予防を目的としたサービスを提供します。

対象者 要支援1・2、事業対象者

8

事業名 広域型通所サービス

事業区分 地①

事業概要 軽い運動やレクリエーションなど高齢者の閉じこもり予防や認知症予防など心身の活力向上を目指した通所サービスを提供します。

対象者 要支援1・2、事業対象者

9

事業名 地域型通所サービス

事業区分 地③

事業概要 定期的な交流会や高齢者サロン、会食、居場所づくりなど定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくりとして、ボランティア等により提供される住民主体による通いの場などの事業を実施します。

対象者 要支援1・2、事業対象者



基本施策の説明

東三河広域連合では高齢者一人ひとりの心身の状態に応じて多様なサービス提供を行う自立支援活動を推進しています。

元気な高齢者の社会参加の促進をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO法人など多様な主体が高齢者のニーズに合ったサービスを提供できるよう、生活支援コーディネーターが中心となって地域におけるサービス提供体制の整備を進めています。

また、構成市町村において地域性や社会資源の整備状況が大きく異なることから、地域に合った自立支援活動を推進するため「協議体の会議」や「地域ケア会議」等が開催されています。これらの会議等で取り上げられた地域の様々な課題は東三河広域連合で集約され、東三河の課題として今後の地域づくりや政策形成につなげていきます。

第8期事業計画の現状と第9期事業計画の事業方針

第8期事業計画では、東三河地域の各市町村に配置された生活支援コーディネーターを中心に、地域課題の抽出や高齢者自身による地域活動が進められました。また、地域課題について話し合う住民の集まりや多職種で個別ケースへの対応について協議する地域ケア会議が開催され、地域住民が主体となった支え合いの活動が推進されました。一方で、近年、全国的に既存のサービスや支援の提供だけでは対応しきれない生活課題の多様化・複雑化がみられ、新たなニーズへの対応を含め、様々な問題解決へ向けた仕組みづくりが必要となっています。

第9期事業計画では、高齢者一人ひとりが地域で自立し安心して生活を送ることができるよう、見守り支援の充実のほか、協議体や地域ケア会議の拡充を図るとともに、高齢者に役割がある形での社会参加を促すような取組を進めます。

● 第9期事業計画において推進する事業

- | | |
|---------------------------------|----------------------|
| ① 生活支援コーディネーターの配置 | ⑨ 介護入門講座の開催 |
| ② 協議体の設置 | ⑩ 地域型訪問サービス |
| ③ 地域ケア会議の開催 | ⑪ 短期集中訪問サービス |
| ④ 生活支援ボランティアの養成 | ⑫ 移動支援訪問サービス |
| ⑤ 生活支援ボランティアによる高齢者の支援 | ⑬ 短期集中通所サービス |
| ⑥ 配食サービスの実施 | ⑭ 介護ボランティアポイント制度の実施 |
| ⑦ 栄養改善に特化した配食サービスの実施 | ⑮ 就労的活動支援コーディネーターの配置 |
| ⑧ 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)への生活援助員の派遣 | |



[基本施策1-2] 自立支援活動の推進

1

事業名 生活支援コーディネーターの配置

事業区分 地②

事業概要 地域包括支援センター等と連携して既存の生活支援サービス提供者のネットワーク化や生活支援の担い手の養成等を行う生活支援コーディネーターを配置し、地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進します。

対象者 支援を必要とする高齢者 など

2

事業名 協議体の設置

事業区分 地②

事業概要 生活支援などのサービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、生活支援コーディネーターと介護予防・生活支援サービスの提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場となる協議体を設置し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進します。

対象者 地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、NPO、ボランティア団体、行政 など

3

事業名 地域ケア会議の開催

事業区分 地②

事業概要 介護、医療、福祉等の専門職や地域住民等の多職種協働による「地域ケア会議」を地域包括支援センター又は構成市町村が開催し、個別事例の課題解決や地域課題の抽出を行います。また、抽出された地域の課題やニーズは東三河広域連合が開催する地域ケア会議で集約し、課題解決に向けた事業化、施策化の検討を行います。

対象者 医療・介護等の専門職、地域の支援者、行政 など

4

事業名 生活支援ボランティアの養成

事業区分 地③

事業概要 高齢者一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供するためには、専門的なサービスに加え、住民等の多様な主体が参画したサービスの提供体制の構築が求められていることから、生活支援の担い手として市民ボランティアの養成を行います。

対象者 ボランティア活動に関心のある方

5

事業名 生活支援ボランティアによる高齢者の支援

事業区分 地③

事業概要 ボランティアがひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯へ安否確認を兼ねて訪問し、介護サービスで補えない生活上の簡単な支援や話し相手等、孤独感を和らげるための支援を行います。

対象者 要支援1・2、事業対象者の中で見守り等が必要な高齢者



6

事業名 配食サービスの実施

事業区分 地②

事業概要

地域における自立した日常生活の支援を行うため、栄養改善及び見守りが必要な高齢者に対し、週5回を限度として配食サービスを利用した際の費用の一部を助成します。

対象者

栄養改善及び見守りが必要な65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯

7

事業名 栄養改善に特化した配食サービスの実施

事業区分 地③

事業概要

地域における自立した日常生活の支援を行うため、ケアプランに基づき、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に実施する、栄養改善に特化した配食サービスを利用した際の費用の一部を助成します。

対象者

要支援1・2、事業対象者の中で栄養改善が必要な高齢者

8

事業名 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)への生活援助員の派遣

事業区分 地③

事業概要

高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供します。

対象者

高齢者世話付住宅入居者

9

事業名 介護入門講座の開催

事業区分 独

事業概要

介護に関する入門的な知識・技術の教授のほか介護事業所やボランティア業務の紹介などを行う講座により、介護事業所の職員となり得る人材とともに家族介護者や地域の介護人材を育成します。

対象者

シニア世代や子育てが一区切りついた方 など

10

事業名 地域型訪問サービス

事業区分 地③

事業概要

元気な高齢者の社会参加を促進し、支援が必要な高齢者を支えるような仕組みづくりが求められていることから、ボランティア等により提供される生活援助等の多様な支援活動を実施します。

対象者

要支援1・2、事業対象者



11

事業名 短期集中訪問サービス

事業区分 地③

事業概要 機能低下の予防のため訪問による運動指導、栄養指導などが必要な対象者に、保健・医療の専門職が直接自宅を訪問し、自立した生活のために必要な相談・指導等を目的とした3～6か月程度の短期間で行われるサービスを提供します。

対象者 要支援1・2、事業対象者の中で訪問による指導が適切であると考えられる方

12

事業名 移動支援訪問サービス

事業区分 地③

事業概要 介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援を実施します。

対象者 要支援1・2、事業対象者

13

事業名 短期集中通所サービス

事業区分 地③

事業概要 心身の機能低下がみられる又は懸念される方を対象に、保健・医療の専門職による生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを3～6か月程度の短期間で実施します。

対象者 要支援1・2、事業対象者

14

事業名 介護ボランティアポイント制度の実施

事業区分 地③

事業概要 ボランティア活動の心構え等の基礎研修を受講した65歳以上の高齢者が、介護予防につながる介護支援ボランティア活動を行った場合、ボランティア活動実績を評価した上でポイントを付与することで、高齢者の社会参加活動を促進します。

対象者 市町村が定める研修を受講した65歳以上の高齢者

15

事業名 就労的活動支援コーディネーターの配置

事業区分 地③

事業概要 元気な高齢者の社会参加促進のため、就労的活動の場を提供できる企業・団体等と、就労を希望する高齢者等との間を取り持つ就労的活動支援コーディネーターを配置します。

対象者 企業・団体、生活支援コーディネーター など



6

[基本施策2-1] 在宅医療・介護連携の推進

基本施策の説明

一般高齢者の約4割が自宅での看取りや介護を希望している現状において、住み慣れた住まいで安心して暮らし続けるためには、急性期の医療から在宅医療及び介護までの一連のサービスを切れ目なく提供することが求められます。特に入退院時や在宅療養時には、医療と介護のスムーズな連携が重要になります。

そこで、地域の医療・介護資源の把握をはじめ、連携時における課題の把握や対応策の検討を行い、切れ目ない在宅医療・介護の提供体制の構築を推進します。

また、「電子@連絡帳」を活用した情報連携を推進し、在宅医療を支える医療関係者(医師・歯科医師・薬剤師・看護師・リハビリ関係職種等)と介護関係者による多職種連携を推進します。

第8期事業計画の現状と第9期事業計画の事業方針

第8期事業計画では、東三河地域の住民を対象とした講演会や出前講座の開催、チラシ等の活用により在宅医療・介護連携の必要性や地域資源を周知するとともに、在宅医療サポートセンターなど在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置により、相談支援体制の充実を図りました。また、在宅医療・介護連携にあたり、研修会や情報交換会の開催、ICTツールの活用により、医療と介護の専門職の連携や情報共有がスムーズになり、適時適切なサポートにつながりました。一方で、住民に対する在宅医療サポートセンターの周知が進んでいないことや地域課題、困難ケースに対応する体制が十分でないこと等が課題として挙げられます。

第9期事業計画では、在宅医療・介護連携に関する取組や相談窓口の周知を進めるとともに、「電子@連絡帳」の利活用を更に促進して医療と介護の専門職の連携の強化を進めます。

● 第9期事業計画において推進する事業

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| ① 地域の医療・介護資源の把握 | ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援 |
| ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 | ⑥ 医療・介護関係者の研修 |
| ③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 | ⑦ 地域住民への普及啓発 |
| ④ 医療・介護関係者の情報共有の支援 | ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携 |
| | ⑨ 地域ケア会議の開催 [再掲] |



[基本施策2-1] 在宅医療・介護連携の推進

1

事業名 地域の医療・介護資源の把握

事業区分 地②

事業概要

在宅医療と介護を一体的に提供するために、地域の医療機関、介護事業所等の住所、機能等を把握し、これまでに市町村が把握している情報と合わせて、リストやマップを作成します。また、作成したリスト等は、地域住民に公表するとともに、医療・介護関係者間の連携等に活用します。

対象者 医療・介護関係者、地域住民 など

2

事業名 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

事業区分 地②

事業概要

在宅医療と介護を一体的に提供するために、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策等の検討を行います。

対象者 医療・介護関係者

3

事業名 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

事業区分 地②

事業概要

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要となる具体的な取組の企画・立案に向けた検討を行います。

対象者 医療・介護関係者

4

事業名 医療・介護関係者の情報共有の支援

事業区分 地②

事業概要

多職種間で患者やサービス利用者に関する情報共有を行うツールとして東三河地域の医療機関や介護事業所で利用されている「電子@連絡帳」の更なる普及と活用を促進し、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な取組を推進します。

対象者 医療・介護関係者、地域住民 など

5

事業名 在宅医療・介護連携に関する相談支援

事業区分 地②

事業概要

地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営を行うために、在宅医療・介護の連携を支援する人材を配置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する事項の相談を受け付けます。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、患者、利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介などを行います。

対象者 医療・介護関係者、地域住民 など

6

事業名 医療・介護関係者の研修

事業区分 地②

事業概要

地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修、介護関係者に医療に関する研修を行います。

対象者 医療・介護関係者

7

事業名 地域住民への普及啓発

事業区分 地②

事業概要

在宅医療・介護連携に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携に対する理解を促進します。

対象者 地域住民

8

事業名 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

事業区分 地②

事業概要

複数の関係市町村が連携して必要な事項について情報共有を図るなど、在宅医療と介護の一体的な提供に向けた取組を推進します。

対象者 東三河8市町村

9

事業名 地域ケア会議の開催 [再掲]

事業区分 地②

事業概要

介護、医療、福祉等の専門職や地域住民等の多職種協働による「地域ケア会議」を地域包括支援センター又は構成市町村が開催し、個別事例の課題解決や地域課題の抽出を行います。また、地域の課題やニーズは東三河広域連合が開催する地域ケア会議で集約し、課題解決に向けた事業化、施策化の検討を行います。

対象者 医療・介護等の専門職、地域の支援者、行政 など



基本施策の説明

認知症の方の尊厳を守りながら、認知症の有無にかかわらず同じ社会でともに生きるという共生の考えのもと、認知症の方に対してやさしい地域づくりを推進するためには、認知症の容態の変化に応じて、最もふさわしい場所で適切な支援サービスを受けられる仕組みを構築することが重要です。

また、認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症に関する正しい知識の習得や理解の促進、家族介護者の負担軽減など、認知症の方やその家族の視点に立った取組も必要です。

そこで、共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び認知症施策推進大綱に沿って、「認知症への理解を深めるための普及・啓発活動の促進」、「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等の提供」、「認知症の方やその家族への支援」の観点等から、複合的な認知症施策を展開します。

第8期事業計画の現状と第9期事業計画の事業方針

第8期事業計画では、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの活動により、認知症の早期診断・早期対応につながりました。また、認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座が開催され、認知症に対して正しい理解や適切な対応を行うことができる方が増えつつあり、認知症カフェの設置も進みました。一方で、認知症に対する周知・啓発や認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座の受講者が活動する場や機会が十分でない状況となっています。また、認知症の方やその家族の支援ニーズが十分に把握できていないことも課題として挙げられます。

第9期事業計画では、認知症への正しい理解が更に進むよう認知症サポーター養成講座など啓発活動を継続するとともに、認知症の方やその家族と認知症サポーター等をつなぐ「チームオレンジ」などの仕組みの構築を進め充実を図ります。また、認知症サポーターのスキルアップ等により認知症高齢者への地域の見守り支援を強化するとともに、認知症の方やその家族、地域住民が気軽に集うことができる認知症カフェなどの充実を図り、認知症の方やその家族への適切な支援につなげます。

● 第9期事業計画において推進する事業

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| ① 認知症支援体制の充実 | ④ 成年後見制度の利用に向けた支援 |
| ② GPSによる認知症高齢者等家族支援サービスの推進 | ⑤ グループホーム入居者の負担軽減 |
| ③ 認知症高齢者等・見守りSOSネットワークの推進 | ⑥ 認知症サポーターの養成 |
| | ⑦ 認知症サポーター活動の促進 |
| | ⑧ グループホームの整備 |



1

事業名 認知症支援体制の充実 **事業区分** 地②

事業概要 複数の専門職から構成される認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が、認知症が疑われる方や、認知症の方・その家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活に向けたサポートを行います。また、認知症の方やその家族が地域住民や認知症専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェ等を活用した取組を推進します。

対象者 認知症高齢者及びその家族

2

事業名 GPSによる認知症高齢者等家族支援サービスの推進 **事業区分** 地①

事業概要 認知症高齢者等の見守りや行方不明時の居場所を早期に確認するため、GPSを用いた位置情報検索機器の購入に必要な費用の一部を助成します。

対象者 認知症高齢者等を在宅で介護している家族

3

事業名 認知症高齢者等・見守りSOSネットワークの推進 **事業区分** 地②

事業概要 認知症高齢者等の行方不明時の事故を未然に防ぐことを目的として、行方不明等が発生した場合に、協力機関へ電子メール及びFAX等で情報発信を行い、早期発見に向けた活動の協力を依頼するなど、地域における認知症高齢者等の見守り体制の構築を目的とした事業を推進します。

対象者 行方不明となる恐れのある方

4

事業名 成年後見制度の利用に向けた支援 **事業区分** 地①

事業概要 判断能力が不十分であり、また、親族などからの支援も見込めない低所得の高齢者を対象に成年後見制度の申立て費用や後見人報酬の一部を助成します。

対象者 生活保護法による保護を受けている方 など

5

事業名 グループホーム入居者の負担軽減 **事業区分** 地①

事業概要 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)への円滑な入居を支援するため、市町村民税非課税世帯等の低所得者を対象に利用者負担の軽減を行います。

対象者 低所得のグループホーム入居者に対して負担軽減を行う事業者



6

事業名 認知症サポーターの養成

事業区分 地②

事業概要

認知症を正しく理解し、地域や職場において認知症の方やその家族を支える認知症サポーターの養成に向け、キャラバン・メイト（講師資格者）との連携をはじめ、企業や学校などを対象とした講座を開催します。

対象者 受講希望者

7

事業名 認知症サポーター活動の促進

事業区分 地②

事業概要

地域における認知症の方やその家族の支援ニーズに応えるため、認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の土台形成・定着化を促進します。また、チームオレンジの立ち上げや運営を支援するために、「チームオレンジコーディネーター」を配置します。

対象者 認知症サポーター など

8

事業名 グループホームの整備

事業区分 施

事業概要

認知症の症状により自宅での生活が困難となった高齢者が家庭的な雰囲気での共同生活住居で、認知症に関する専門知識を有するスタッフによるケアを受けながら、自宅での生活とほぼ変わらない日常生活を送ることができるサービスです。認知症は発症原因により様々な症状があり、在宅介護は家族介護者の大きな負担となっていることからグループホームの需要が高いこと、更に要介護等認定者の増加とともに認知症高齢者の増加が予測されることから、引き続き本サービスの整備を推進します。

整備箇所数 5か所[令和7～8年度]



8

[基本施策2-3] 家族介護者支援の推進

基本施策の説明

東三河地域では、高齢者を介護している家族介護者のうち、精神的・肉体的負担を抱える方の割合が高くなっていることから、短期入所生活介護などの家族介護者のレスパイト(休息)に資するサービスの利用促進に加え、家族による介護の知識等の習得支援、高齢者の身体的機能の変化を体験することで高齢者本人やその家族の理解を深める取組など、家族介護者の心身の負担を軽減する施策を推進します。

第8期事業計画の現状と第9期事業計画の事業方針

第8期事業計画では、家族介護者の負担を軽減するため、家族介護者同士が交流し介護をする上での悩みや不安、介護に必要な知識や技術を共有することができる家族介護教室等の開催や在宅介護に必要な衛生消耗品の購入支援を行うとともに、新たな事業として在宅で家族を介護する方へ温泉等入浴施設の利用助成を行う家族介護者リフレッシュ事業を開始したほか、高齢者疑似体験セットの貸出や介護職員初任者研修の受講費の助成等を通じて、介護に対する正しい理解や知識の取得を推進しました。また、家族介護者支援に係る施設整備として要介護度の高い方が入所する小規模特別養護老人ホーム2か所のほか、自宅での生活が困難となった認知症高齢者が入居するグループホーム5か所の整備補助を行いました。一方で、家族介護教室の参加者が少ない、介護に負担を感じている家族のサポートにつなげていないケースが見られる、等の課題が挙げられます。

第9期事業計画では、家族介護教室の周知や内容の見直し等を行うとともに、引き続き家族介護者の心身の負担を軽減するための取組を実施します。

● 第9期事業計画において推進する事業

- | | |
|------------------|---------------------|
| ① 介護用品の購入支援 | ⑤ 家族介護者のレスパイト(休息)支援 |
| ② 家族介護教室等の開催 | ⑥ 小規模特別養護老人ホームの整備 |
| ③ 高齢者疑似体験セットの貸出し | ⑦ グループホームの整備 [再掲] |
| ④ 介護職員初任者研修の受講支援 | |



[基本施策2-3] 家族介護者支援の推進

1

事業名 介護用品の購入支援

事業区分 独 (※)

事業概要

在宅要介護認定者を介護する家族の経済的負担の軽減をはじめ、在宅生活の継続や清潔で快適な在宅介護環境の保持を図るため、市町村民税非課税世帯等の低所得者を対象に介護用品券を給付します。

対象者

市町村民税非課税世帯であり、要介護4・5の認定者を在宅で介護している家族

2

事業名 家族介護教室等の開催

事業区分 地②

事業概要

介護による精神的・身体的負担の軽減を図るため、介護者向けに適切な介護知識・技術の習得、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室や介護者相互の交流会等を開催します。

対象者

高齢者を介護している家族 など

3

事業名 高齢者疑似体験セットの貸出し

事業区分 独

事業概要

認知症や加齢に伴うADLの低下による日常生活への影響は、本人自身でないと分からない事が多いことから、関係機関との連携の下、構成市町村が実施する各種教室や講座等で高齢者疑似体験セットを活用し、高齢者の身体的機能変化や心理的变化を体験してもらうことで、大人から子供まで幅広い世代向けに高齢者への理解を深める機会を創出します。

対象者

地域住民、医療・介護関係者 など

4

事業名 介護職員初任者研修の受講支援

事業区分 独

事業概要

介護事業所で就労するために資格を取得したい方や、家族を介護するために、又は将来に備えて介護の知識を身に付けたい方、ボランティア活動などを通して地域で活動したい方などを支援するために、介護職員初任者研修を受講した方に対し、受講費の一部を助成します。また、この制度を活用し、東三河地域に所在する介護事業所で1年以上継続して勤務した方には就労加算として追加助成し、新たな介護人材の確保や定着を推進します。

対象者

東三河地域に所在する介護事業所での勤務を希望する方、介護の知識を身に付けたい方、ボランティア活動などを通して地域で活動したい方

5

事業名 家族介護者のレスパイト(休息)支援

事業区分 独 (※)

事業概要

東三河地域は家族と同居する高齢者が多く中で、家族介護者の約7割が心身の負担や悩みを感じていることから、家族介護者の心身の負担軽減やリフレッシュにつながる機会を提供し、在宅介護の継続を支援します。

対象者

要介護認定者を在宅で介護している家族 など

※保健福祉事業として実施…第1号被保険者からの保険料を財源として、地域の実情に応じて事業実施が可能であり、家族介護者を支援する事業などが対象

6

事業名 小規模特別養護老人ホームの整備

事業区分 施

事業概要

小規模特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)は、常時介護が必要で居宅での生活が困難な原則として要介護3以上の認定者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うサービスです。特別養護老人ホーム(小規模特別養護老人ホームを含む。)の入所待機者の縮減を図るとともに、今後の高齢化の進展に伴う需要の増加に対応するため、本サービスの整備を推進します。また、家族介護者のレスパイト(休息)につなげるため、整備する施設に短期入所生活介護(ショートステイ)を併設し、居宅サービスの充実を図ります。

整備箇所数 2か所[令和7~8年度]

7

事業名 グループホームの整備 [再掲]

事業区分 施

事業概要

認知症の症状により自宅での生活が困難となった高齢者が家庭的な雰囲気での共同生活住居で、認知症に関する専門知識を有するスタッフによるケアを受けながら、自宅での生活とほぼ変わらない日常生活を送ることができるサービスです。認知症は発症原因により様々な症状があり、在宅介護は家族介護者の大きな負担となっていることからグループホームの需要が高いこと、更に要介護等認定者の増加とともに認知症高齢者の増加が予測されることから、引き続き本サービスの整備を推進します。

整備箇所数 5か所[令和7~8年度]



9

【基本施策3-1】介護サービス提供体制の強化

基本施策の説明

東三河全域で充実した介護サービスを将来にわたり安定的に提供していくために、地域の特性や中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤の整備をはじめ、介護サービス水準の平準化など、適正なサービスの利用促進の観点から介護保険制度を運営し、利用者が真に必要とするサービスを過不足なく提供できるよう、東三河地域における介護サービスの利用状況等を把握・分析した上で必要なサービスの充実に努めています。

要介護等認定者の増加に伴い介護サービスの需要も増加する傾向があることから、地域の特性を考慮しながらニーズに応じた適切なサービス提供体制の構築を推進し、加えてケアプラン点検や要介護等認定の適正化などを行う中で介護給付の適正化を図り、介護保険制度の信頼を高め、持続可能な制度を運営していきます。

第8期事業計画の現状と第9期事業計画の事業方針

第8期事業計画では、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、中山間地域で訪問系サービスを提供する介護事業所へ運営支援金を交付したほか、ケアプラン点検を始めとした給付適正化に関する取組を実施することで、適正な介護サービスの提供につなげることができました。

第9期事業計画では、引き続き、それぞれの地域の特性に応じた取組を推進するとともに、給付適正化の取組を通じ、サービス水準の向上や、ニーズに応じた適切なサービス提供体制の更なる充実に努めます。

● 第9期事業計画において推進する事業

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| ① 中山間地域における居宅サービスの確保・
拡充 | ③ グループホームの整備 [再掲] |
| ② 小規模特別養護老人ホームの整備 [再掲] | ④ 介護サービス事業者への指導・助言 |
| | ⑤ 介護給付適正化の推進 |



[基本施策3-1] 介護サービス提供体制の強化

1

事業名 中山間地域における居宅サービスの確保・拡充

事業区分 独

事業概要

都市部と比べて居宅サービスを提供する介護事業者の負担が大きい中山間地域において、中山間地域の住民に対してサービスを提供する事業者への支援等をより一層充実させることにより、居宅サービスが提供される体制を維持するとともに、新たな事業者の参入を促します。

対象者 訪問系・通所系サービスの事業者等

2

事業名 小規模特別養護老人ホームの整備 [再掲]

事業区分 施

事業概要

小規模特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)は、常時介護が必要で居宅での生活が困難な原則として要介護3以上の認定者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うサービスです。特別養護老人ホーム(小規模特別養護老人ホームを含む。)の入所待機者の縮減を図るとともに、今後の高齢化の進展に伴う需要の増加に対応するため、本サービスの整備を推進します。また、家族介護者のレスパイト(休息)につなげるため、整備する施設に短期入所生活介護(ショートステイ)を併設し、居宅サービスの充実を図ります。

整備箇所数 2か所[令和7~8年度]

3

事業名 グループホームの整備 [再掲]

事業区分 施

事業概要

認知症の症状により自宅での生活が困難となった高齢者が家庭的な雰囲気での共同生活住居で、認知症に関する専門知識を有するスタッフによるケアを受けながら、自宅での生活とほぼ変わらない日常生活を送ることができるサービスです。認知症は発症原因により様々な症状があり、在宅介護は家族介護者の大きな負担となっていることからグループホームの需要が高いこと、更に要介護等認定者の増加とともに認知症高齢者の増加が予測されることから、引き続き本サービスの整備を推進します。

整備箇所数 5か所[令和7~8年度]

4

事業名 介護サービス事業者への指導・助言

事業区分 地②

事業概要

適切なサービス提供に向け、東三河地域の全ての介護事業所を対象とした講習会を開催し、適正なサービス提供に必要な各種手続きや介護保険制度の周知をはじめ最新の情報提供を随時行うほか、運営指導等を通じ、介護サービスの質の確保や介護給付の適正化、介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進を図ります。

対象者 介護サービス事業者

5

事業名 介護給付適正化の推進

事業区分 地①

事業概要

要介護認定の適正化を図るため、継続して調査票の全数点検を行うほか、認定調査員研修などにより調査の質の維持・向上に取り組みます。また、ケアプラン点検を実施することより、自立支援に資する適切なケアプランとなっているか確認し、介護支援専門員のケアプラン作成能力向上を支援します。このほかにも、介護保険報酬の審査支払を行う国民健康保険団体連合会から提供される給付実績等の帳票を活用し、請求内容について点検・確認を行う医療情報との突合・縦覧点検により不適切な請求の防止につなげ、限られた資源を効率的・効果的に活用し、サービスの質の確保に取り組みます。

対象者 居宅介護支援事業者、地域包括支援センター職員、行政 など



10 [基本施策3-2] 介護人材の確保と定着の支援

基本施策の説明

要介護等認定者数の増加に伴い介護サービス需要の高まりが予想される一方、生産年齢人口が減少する中において、介護人材の安定的な確保は喫緊の課題です。新たな人材の参入を促進するため、地域の潜在的な労働力を掘り起こすなど多様な人材の活用や、多様な働き方を可能にする環境を整えるなど、さらなる人材確保に取り組みます。

また、介護に関する専門資格の取得支援により介護職員の負担軽減を図るほか、介護事業所の管理者を対象とした人材育成研修を実施し、安心して長く働くことができる職場環境の構築を支援するなど、人材の定着にも取り組みながら、引き続き総合的な人材確保対策を推進します。

第8期事業計画の現状と第9期事業計画の事業方針

第8期事業計画では、民間ノウハウを活用した人材マッチングを実施し、エリア別に説明会を行うことにより身近な場所で介護の知識や技術を学ぶ機会を設け、中山間地域においても人材確保に取り組みました。また、介護支援専門員の資格取得に係る費用の補助や介護職員初任者研修の受講支援等といった、介護人材の定着や育成に向けた支援を実施しました。

第9期事業計画では、引き続き民間ノウハウを活用した人材マッチングに取り組むことで、人材の確保や育成を促進するとともに、研修などを通じて働きやすい職場環境の構築の支援を進めるほか、介護支援専門員などの資格取得の支援を行うことで早期離職を防ぎ、人材の定着を図ります。

● 第9期事業計画において推進する事業

- 1 介護職員初任者研修の受講支援 [再掲]
- 2 介護事業所管理者向け人材育成支援講座の開催
- 3 民間ノウハウを活用した介護人材対策の実施
- 4 中山間地域の介護人材確保対策
- 5 介護支援専門員資格の取得支援



1

事業名 介護職員初任者研修の受講支援 [再掲]

事業区分 独

事業概要

介護事業所で就労するために資格を取得したい方や、家族を介護するために、又は将来に備えて介護の知識を身に付けたい方、ボランティア活動などを通して地域で活動したい方などを支援するために、介護職員初任者研修を受講した方に対し、受講費の一部を助成します。また、この制度を活用し、東三河地域に所在する介護事業所で1年以上継続して勤務した方には就労加算として追加助成し、新たな介護人材の確保や定着を推進します。

対象者

東三河地域に所在する介護事業所での勤務を希望する方、介護の知識を身に付けたい方、ボランティア活動などを通して地域で活動したい方

2

事業名 介護事業所管理者向け人材育成支援講座の開催

事業区分 独

事業概要

介護事業所の管理者等を対象に管理者としての意識及び役割の重要性を認識するとともに、職員の育成や働きがいのある職場づくりを実践するための実務能力の向上を図ります。

対象者

介護事業所管理者又は施設長

3

事業名 民間ノウハウを活用した介護人材対策の実施

事業区分 独

事業概要

人材派遣等の民間ノウハウを活用して、介護職員初任者研修と実地研修により人材を育成し、介護事業所への直接雇用に向けて支援を行うことにより介護人材の確保を図り、即効性の高い介護人材対策を実施します。

対象者

介護事業所及び潜在的な有資格者 など

4

事業名 中山間地域の介護人材確保対策

事業区分 独

事業概要

介護人材の高齢化が進む中山間地域において、若手の介護職員の確保や地域外からの介護分野への就労を促進するため、介護人材としての就労・移住希望者への支援など、地域ごとの移住・定住施策との相乗効果による介護人材確保対策に取り組みます。

対象者

中山間地域の介護サービス事業者、地域外の就労希望者 など

5

事業名 介護支援専門員資格の取得支援

事業区分 独

事業概要

有資格者増加による介護サービスの安定提供を確保するため、介護支援専門員資格の取得に係る受講手数料及び研修受講料の補助を行います。

対象者

新規に介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格を取得する方、再研修の受講が必要な有資格者 など



11 第9期事業計画における取組目標

保険者は、介護保険事業計画において、介護予防等に関する目標及び介護給付等に要する費用の適正化に関する目標を記載することが求められていることを踏まえ、以下のとおり第9期事業計画における取組目標を定めます。

図表5-4 介護予防等に関する取組目標及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組目標

目標指標	現状値	目標値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①リハビリテーション専門職による介護予防活動等に対する支援の回数	99回	160回	165回	170回
②通いの場への高齢者の参加者数	15,889人	19,370人	20,610人	21,850人
③電子@連絡帳累計登録患者数	6,569人	7,510人	8,290人	9,060人
④チームオレンジ設置数	1チーム	19チーム	25チーム	30チーム
⑤ケアプラン点検数	193件	210件	210件	210件

